

○水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年六月十二日法律第三十五号）抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第二条（河川法目次の改正規定（「第十五条」を「第十五条の二」に改める部分に限る。））、同法第十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第四十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十五条の改正規定（同条第二項第三号中「洪水」の下に「、津波」を加える部分を除く。）、同法第七十六条から第七十九条まで及び第八十七条の改正規定、同法第八十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十条及び第九十五条の改正規定、同法第百条の三第一項第一号の改正規定（「第十五条」の下に「、第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）並びに同法第百二条及び第百五条

の改正規定に限る。）並びに附則第三条、第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「、第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）、「第八条、第九条及び第十一条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十三条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び第二十八条から第三十三条まで」を「、第二十八条から第三十条まで、第三十条及び第三十三条」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

別表第二十一号中「協議会を活用した特定水力発電事業」を「削除」に改める。